

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税、徴収規定)		
要望項目名	予防接種法に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜ等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合に、それに伴う税制上の所要の措置を講じる。</li> <li>・特例措置の内容            予防接種法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置(※)について、定期接種として追加される予防接種についても同様に対象とするものである。            (※)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（個人住民税）</li> <li>○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税</li> <li>○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税（住民税（利子割り））</li> <li>○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止</li> </ul> </li> </ul>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種法（昭和23年法律第68号）第20条、第21条</li> <li>○所得税法（昭和40年法律第33号）第10条第1項</li> <li>○所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条の2第15号</li> <li>○地方税法（昭和25年法律第226号）第71条の5、第72条の78第1項</li> <li>○消費税法（昭和63年法律第108号）第6条</li> <li>○消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条第3号</li> </ul>		
減収見込額	<p>[初年度] - ( - ) [平年度] - ( - )            (単位：百万円)</p> <p>[改正増減収額] -</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>定期の予防接種は、感染症の発生及び蔓延の予防のため、法に基づく公的な制度として実施している中で、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避的に発生するという特殊性に鑑み、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済を実施しているものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜ等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合には、従来の対象疾病と同様に、健康被害の救済給付に対する税制措置について税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること  施策目標5-1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
	政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、新たに対象疾病を追加する場合も、他の対象疾病に係る給付と同様の措置を講ずるべきである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 25 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加（3ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p> <p>平成 26 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加（2ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p> <p>平成 27 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加（1ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p> <p>令和 3 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加（1ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p>